

食品表示制度の抜本改正を求める意見書

繰り返される加工食品原料の産地偽装や毒物混入事件を受けて、多くの消費者は食の安全・安心のため、国産品の購入を望み、食糧の自給力向上を求め、また、冷凍食品原料を初めとする加工食品の原料原産地の表示義務化を願っている。

遺伝子組み換え食品については、多くの消費者が安全性などを懸念しているが、現在の表示制度の欠陥により、判断基準がないまま購入している現状がある。

さらに、食品安全委員会において、異常が多発しているクローン家畜について、原因の調査・検証が不十分なまま性急に「安全」と評価したことなどから、体細胞クローン由来食品の商品化が間近に迫ってきている。受精卵クローン由来食品は既に任意表示により流通を始めているが、消費者はクローン由来食品の安全性に依然不安を抱いている。

今こそ、命の基本となる食糧の自給力向上、食の安全・安心の回復のため、食品のトレーサビリティと、それに基づく表示制度の抜本的な見直し、また、消費者が知る権利に基づいて、買う買わないをみずから決断できる社会を目指すため、食品表示制度の抜本的改正が必要である。

よって、国において下記事項を実現するよう強く要望する。

記

- 1 加工食品原料のトレーサビリティと原料原産地の表示を義務化すること。
- 2 すべての遺伝子組み換え食品・飼料の表示を義務化すること。
- 3 クローン家畜由来食品の表示を義務化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成22年6月25日

沼津市議会